

議案第 6 1 号

長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 2 年 9 月 1 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例

長与町手数料徴収条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表中48の項を削り、49の項を48の項とし、50の項を49の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。